

能美市監査委員告示第 3 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により財政援助団体等の監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 1 3 日

能美市監査委員 齊 藤 敏 明

能美市監査委員 南 山 修 一

1 監査の実施日及び対象課

実 施 日 令和 7 年 2 月 2 5 日（火）

対 象 課 まち整備課（1 施設）、商工課（1 事業）
観光交流課（1 施設）、農林課（1 事業）

2 監査の方法及び着眼点

市から団体へ交付されている補助金等が、補助目的に沿って正しく使われているか、また、補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか、あるいは、公益上の必要性は十分であるか。

指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか、会計処理が適切に行われているか、施設管理業務の実施状況は適切か、事業計画に沿って適切に実施されているか、所管課の指導監督は適切に行われているか、決算報告書に誤りはないか。

監査資料に基づき、所管課職員から執行状況の説明を聴取する他、当該施設等の現地調査が必要である場合は、各団体へ協力を求める。

3 監査の結果

補助金は産業や観光、教育、地域福祉の振興及び地域の活性化を図るため多様な事業に対して交付されており、能美市の発展に寄与するものである。

また、公益性を有するとともに効率的かつ効果的に用いられなくてはならない。能美市補助金交付規則は補助金を交付するにあたっての基本的事項を定めたものであり、細部については各事業の要綱等で、その目的や補助率、支給す

る費目等の必要な事項を定めることが原則であると理解している。

今回は、各事業で補助金交付要綱が整備されているが、社会情勢が刻一刻と変化していく中で、当該事業の目的に合致した適切な要綱となっているか検証を怠らないよう努めるべきであり、常に現状と一致した適正な内容であるよう必要に応じて対応をお願いしたい。

創業や商品開発を行おうとする場合には初期投資に多額の経費がかかることから、創業等への支援は有効な制度であり、さらに事業が継続することにより地域の活性化に繋がるものと理解している。したがって、事業の継続が重要であり、創業後の諸課題等にも寄り添い、相談等の機会を充実するほか、開発商品等の販売販路の開拓などにより事業の継続が図られるよう各団体との連携体制を強化するなど更なる支援をお願いしたい。

指定管理者制度による「公の施設」の管理委託については、民間の能力やノウハウを活用することにより、サービスの向上及び運営の効率化を図る観点から民間事業者へ管理運営を委託するものであり、補助金同様に最終的にはその恩恵が市民に還元されていくものである。

今回、監査対象となった指定管理者の選定については、選定会での審査や適宜決裁を受けるなど、手続きとしては適切に行われているものとする。

管理運営においては、毎月、利用状況の報告により運営状況を確認しているとのことであった。また、施設の修繕等については、定期的に協議・指示をしているとのことであるが、財政的な支援のほかに、効果的な情報発信や利用者の意見や要望を管理運営に反映させサービスが向上するよう適切な指導・監督に努めていただきたい。

今後も、各団体との連携を密にし協議を行いながら更なるサービスの向上及び運営の効率化が図られるよう努めていただくとともに、引き続き条例や規則、補助金交付規則及び要綱等の内容を熟知し適正かつ迅速な事務処理をお願いしたい。